

横断歩道に近接しており危険度判定の対象となった バス停留所の安全対策を決定しました

平成30年11月に神奈川県警察から、横断歩道に近接した停留所についての危険度判定の結果が公表され、市バスにおいては2箇所の停留所が対象となっております。

この2箇所の停留所について神奈川県警察から安全対策を求められておりましたので、市バスでは、関係機関と協議し、次のとおり対応することといたしましたので、お知らせいたします。

1 対象停留所の安全対策

- (1) 「東小倉小学校」停留所 (新川崎駅方向、川崎市幸区小倉1)

平成31年4月26日(金)をもって廃止

当該停留所付近に、停留所を移設するための代替地確保が困難なことから、廃止いたします。

御利用のお客様には、手前の「東小倉」停留所を御案内してまいります。

- (2) 「南生田四丁目」停留所 (鷲ヶ峰営業所方向、川崎市多摩区南生田4-11)

平成31年4月27日(土)運行前に移設

現在の位置から約160m後方に移設いたします。

2 周知方法

4月12日(金)から、廃止又は移設についての御案内を対象停留所に掲出するとともに、川崎市交通局ホームページにも同様の御案内を掲出いたします。

また、対象停留所を区域内に含む町内会に、地域の皆様へ回覧板等により周知いただくよう御協力を依頼してまいります。